

第22期第12回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年6月27日（月）

10：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）委員会指示の適用除外について（協議）

1 独立行政法人水資源機構筑後川局 . . . P1～6

2 株式会社東京久栄 . . . P7～18

3 鹿島市商工観光課 . . . P19～23

（2）令和4年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の許可方針（案） について（諮問） . . . P24～30

（3）令和4年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案） について（諮問） . . . P31～40

（4）令和5年漁業権一斉切替における漁場計画樹立基本方針（案） について（諮問） . . . P41～49

（5）その他

3 閉 会

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
氏名 独立行政法人水資源機構筑後川局
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1 目的

本業務は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、底質、底生生物調査及び魚卵・稚仔魚調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第55号、同指示第56号、同指示第57号及び同指示第58号

3 使用船舶

別紙1 使用船舶のとおり、3隻を使用する

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【底質調査、底生生物調査】

サルボウ、他水生生物を20kg以内。

※タイラギ、アゲマキ及びウミタケは底生生物調査時の採泥試料に含まれた場合のみ採捕する。

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を20kg以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕する。

※ビゼンクラゲは、魚卵・稚仔魚調査時の試料に含まれた場合のみ採捕する。

5 適用除外の期間

承認日から令和5年3月31日まで（指示第55号）

承認日から令和5年5月31日まで（指示第56号、同指示57号、同指示58号）

【底質調査、底生生物調査：2回（8月、2月）】

【魚卵・稚仔魚調査：毎月1回】

6 採捕区域

有明海（別紙3のNo.4、No.5、No.6、No.7）

※No.5は底質調査のみ

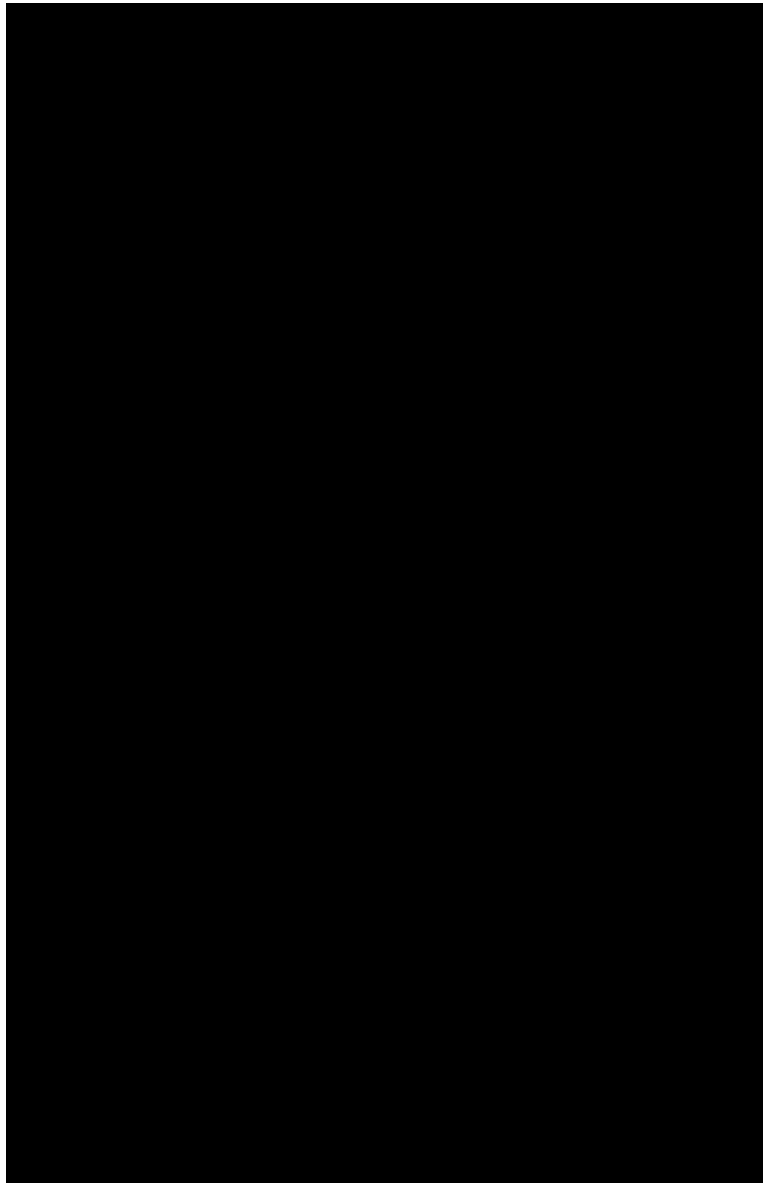
7 使用漁具及び漁法（別紙2参照）

スミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取（図-1）

スコップによる底生生物の採取（図-1）

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取（図-2）

採捕に従事する者の住所及び氏名



使用船舶

船名	
仕様	
登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力	
所有者名	

調査方法

【底質、底生生物調査】

図-1 に示すスミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取及び
スコップによる底生生物の採取

【魚卵・稚仔魚調査】

図-2 に示す魚卵ネットを用いて2ノット10分間の表層曳による採取

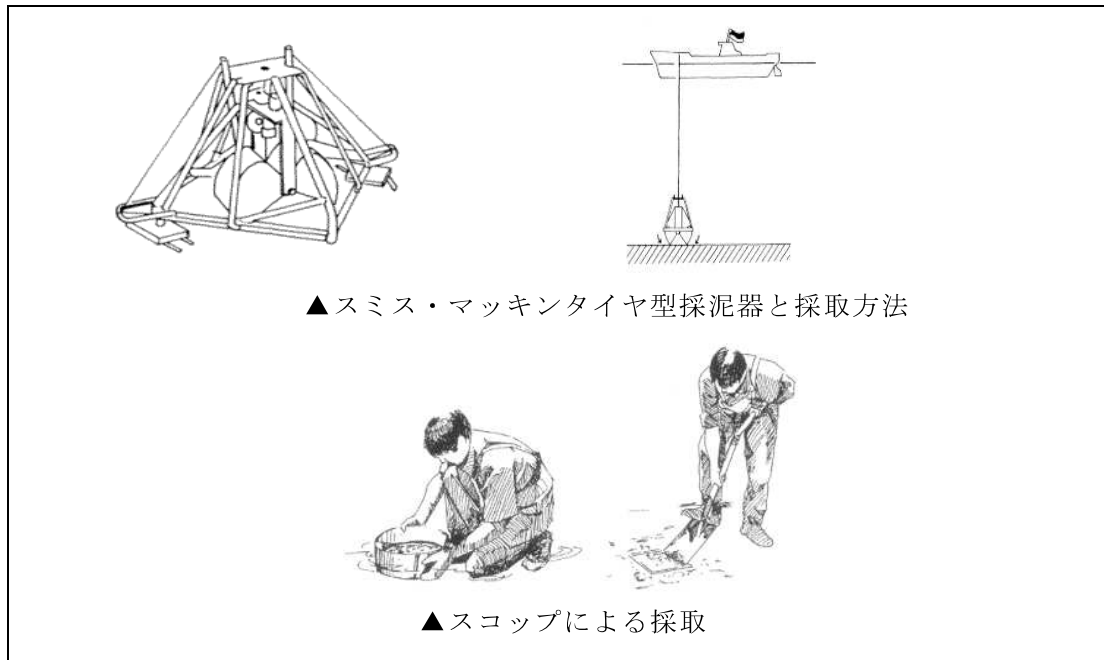


図-1 採取器具および方法（底質、底生生物）

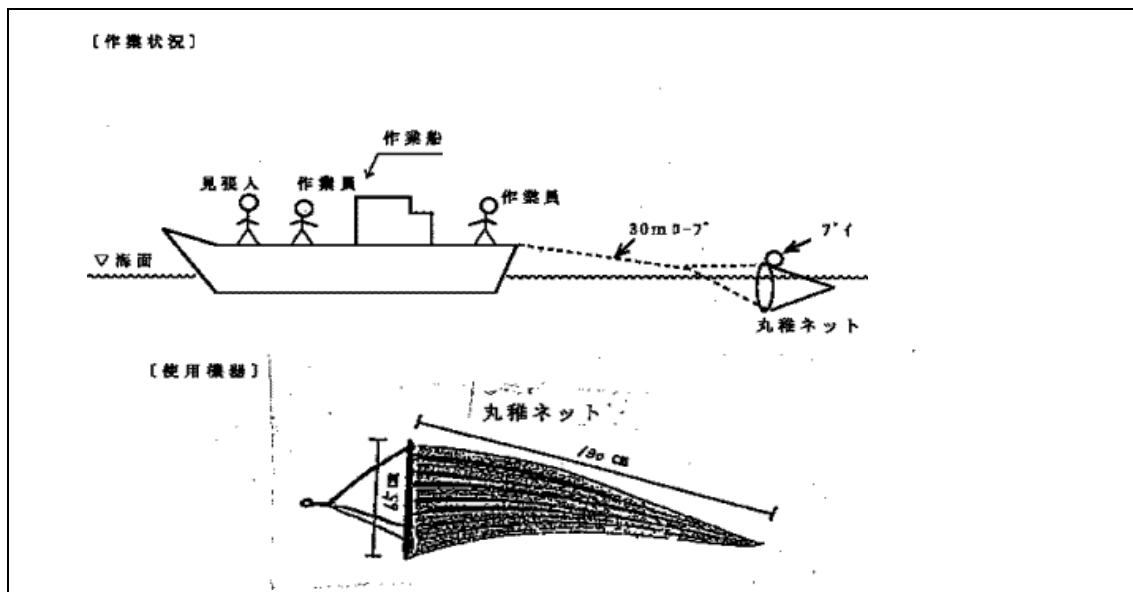
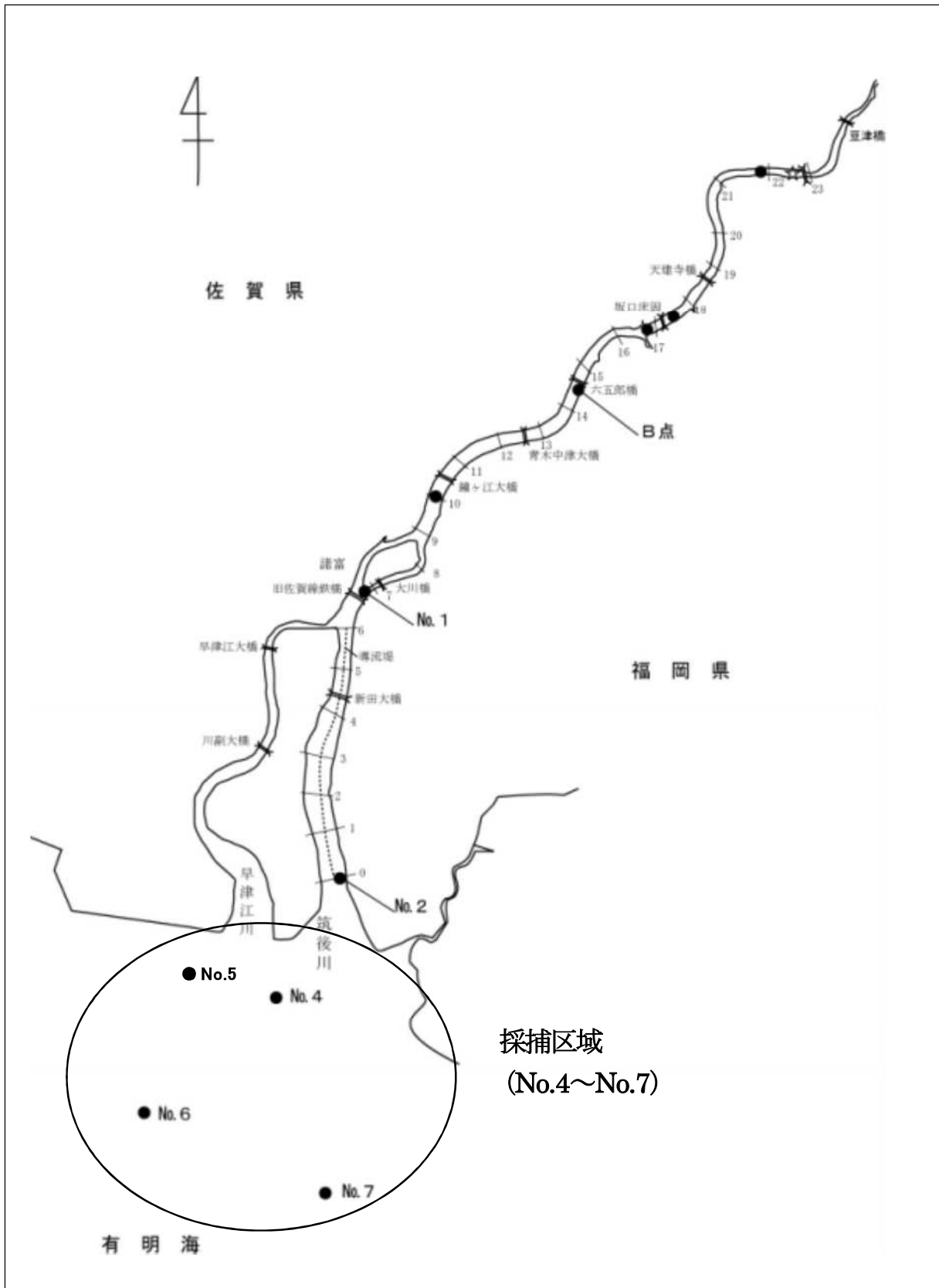


図-2 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）



採捕区域図

佐有漁協総第169号
令和4年1月20日

独立行政法人 水資源機構 筑後川局
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西 久 保 敏



同 意 書

令和4年1月14日付、筑下大第52号にて依頼がありました令和4年度筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号の適用除外申請書

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

届出者 住所 福岡県福岡市中央区長浜 1-3-4
綾杉ビル北天神 3階
株式会社 東京久栄 九州支店
氏名 支店長 池田 賢一 印

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号の適用除外を受けたいので申請致します。
記

1 適用除外の理由

アサリ採苗・移植実験として、ノリ養殖漁場(1022号)の一部(通路)において、実験用の網袋等で成長したアサリを採捕するため。

2 適用除外の期間

承認日 から 令和5年3月31日まで

3 調査の目的と方法

本調査は、水産庁発注事業「令和4年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業」として、有明海のノリ養殖場及び周辺に高密度に生息している稚貝を有効に活用し、採苗・移植技術を開発することを目的としている。採苗・移植方法は、砂利等を入れた網袋の設置等を行い、その後、移植ゴテ又は実験用網袋の回収によりアサリを採捕する。

(調査時期は、令和4年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和5年1月、2月、3月を予定)

4 調査に使用する船舶

延12隻(佐賀県有明漁業協同組合、諸富町支所より傭船)

5 調査を実施するものの住所及び氏名

住所	氏名

6 採捕量

アサリ約60kg

7 その他

本調査は、特別採捕許可を申請中です。

添付資料1 使用船舶(諸富町支所所属)

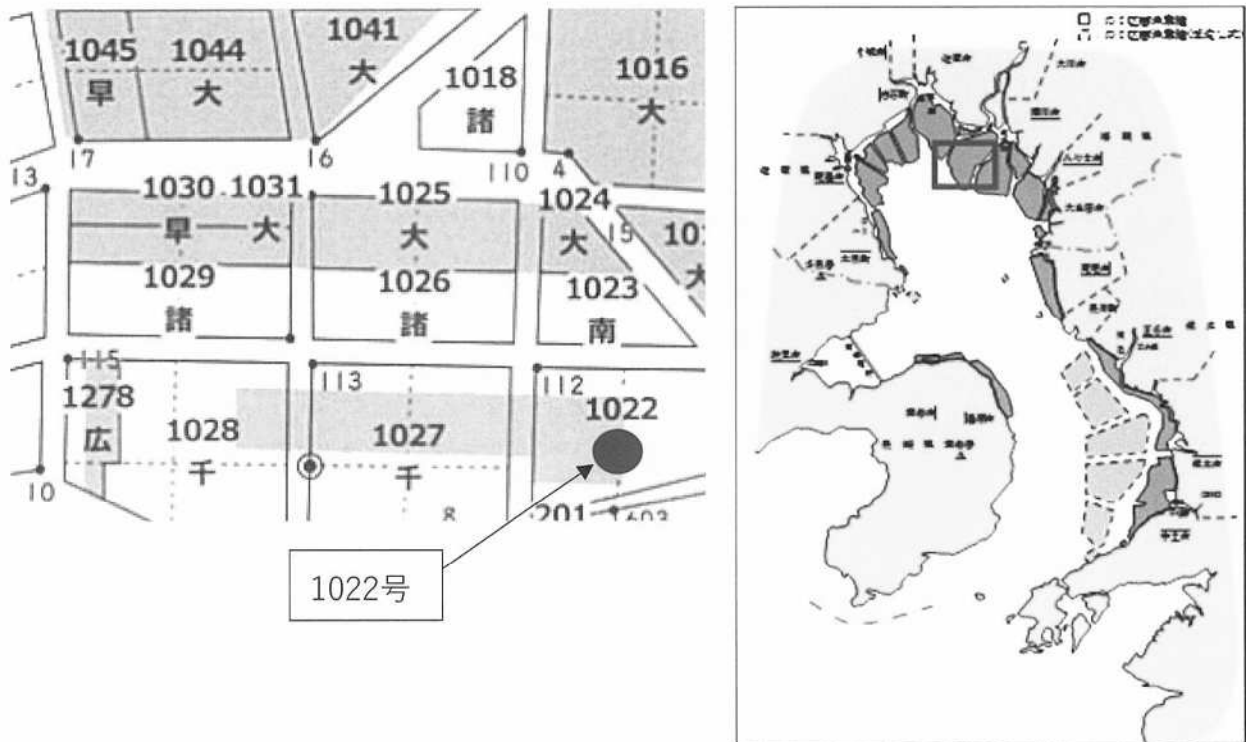
船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
[Redacted Content]				

添付資料 調査概要（場所・時期・内容）

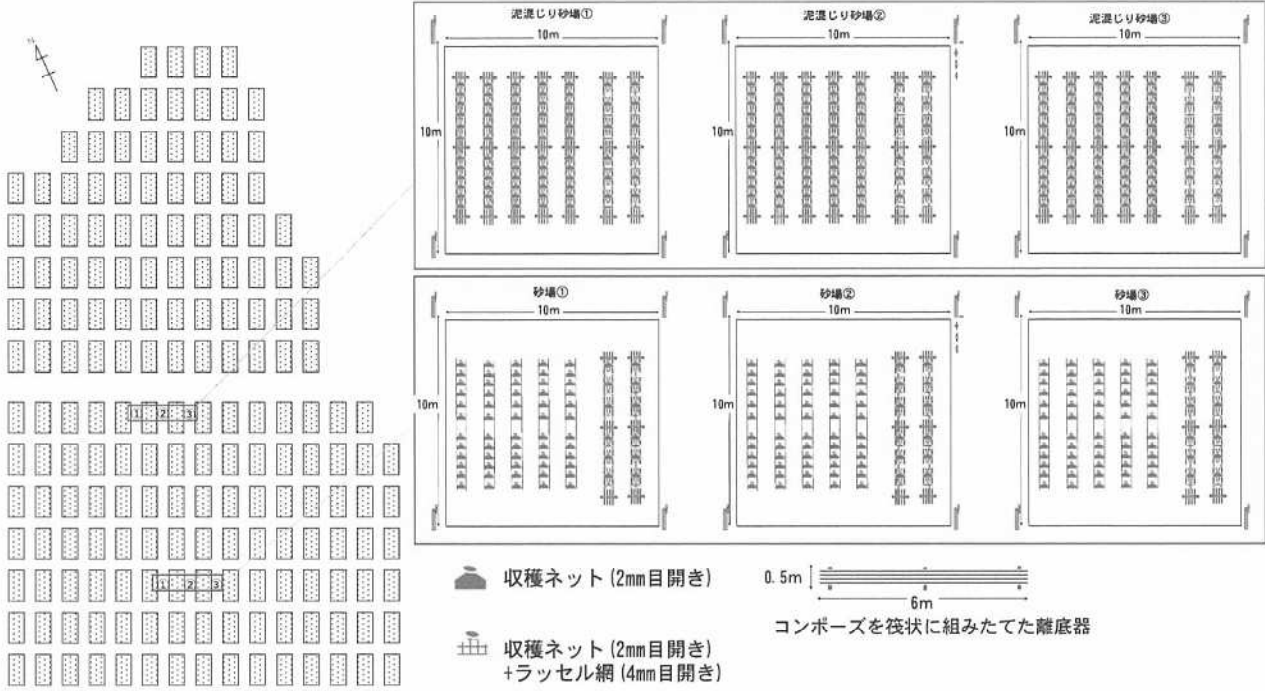
1. 調査場所

- 実験区は、佐賀県有明海漁業協同組合、諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号)の海苔コマと海苔コマの間の通路で設置
- 実験区の目印は、実験区の四隅に紅白旗及び点滅灯を付けたコンポーズを設置

佐賀県有明海漁業協同組合、諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号)



実験実施場所(1022号)



アサリ移植試験の概念図

2. 調査時期

- 調査時期は、令和4年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和5年1月、2月、3月にモニタリングを予定しています。

項目	時期	令和4年									令和5年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実験区の設置													
モニタリング			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3. 調査内容・方法

令和4年度の移植技術開発の実施概要を以下に示す。

砂場移植実験、

令和4年度では、砂場において、生産性の高い移植後の漁獲時期を絞り込む。

稚貝確保実験概要

項目	内容	
調査時期	令和4年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和5年1月、2月、3月(10/年)	
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)	
方法	回収：令和3年7月、8月、9月、10月、11月、12月に設置した採苗器を回収し、網袋中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。	
使用機器		<p>●採苗器</p> <p>大きさ：40cm×70cm程度</p> <p>網：収穫ネット及びラッセル網</p> <p>材質：ポリエチレン</p> <p>基質：砂利</p> <p>容量：40 程度</p>
		<p>●離底器</p> <p>材質：コンポーズ (FRP)</p> <p>サイズ：6m×0.5m</p>

移植実験概要

項目	内容	
調査時期	令和4年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和5年1月、2月、3月(10/年)	
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)	
方法	<p>①移植：令和4年7月に砂場の採苗器を泥混じり砂場に移す。同様に、泥混じり砂場の採苗器を砂場へ移す。</p> <p>②回収：令和3年8月、9月、10月、11月、12月に設置した採苗器を回収し、網袋中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。</p>	
使用機器		<p>●採苗器</p> <p>大きさ：40cm×70cm程度</p> <p>網：収穫ネット及びラッセル網</p> <p>材質：ポリエチレン</p> <p>基質：砂利</p> <p>容量：4ℓ程度</p>
		<p>●離底器</p> <p>材質：コンポーズ(FRP)</p> <p>サイズ：6m×0.5m</p>

モニタリング概要

項目	内容
調査時期	令和4年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和5年1月、2月、3月(10/年)
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)
方法	各実験区の原地盤において、10cm×10cmの正方枠を1点設置し、正方枠内の底質を採取後、その底質中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。

添付資料5 発注証明に係る書類(写し)

委託契約書

支出負担行為担当官水産庁長官 神谷崇（以下「甲」という。）と令和4年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業共同実施機関代表者一般社団法人マリノフォーラム21（以下「乙」という。）は、令和4年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託事業名

令和4年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業

(2) 委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり

(3) 履行期限

令和5年3月17日

第34条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既に交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第35条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

委託者(甲) 東京都千代田区
支出負担行為担当官
水産庁長官 神谷 崇



受託者(乙) 東京都中央区
令和4年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業共同実施機関代表者一般社団法人マリアフォーラム21
代表理事会長 渡邊 英直



添付資料 協定書(写し)

(協定書に定めのない事項)

第38条 本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書12通を作成し、代表者はその全てに、代表者以外の構成員は各2通に、それぞれ押印の上、各自押印の協定書1通を保有するものとする。

令和4年 2月24日

一般社団法人 マリノフォーラム21

代表理事会長 渡 邊 英



海洋エンジニアリング 株式会社

代表取締役社長 鬼 頭 毅

毅

日本ミクニヤ 株式会社

代表取締役

田 中 秀 直

直

株式会社 東京久栄

代表取締役社長

高 月 邦



いであ 株式会社

代表取締役社長

田 畑 彰 久

久

株式会社 水圏科学コンサルタント

代表取締役

高 野 泰 隆

隆

国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長

中 山 郎

郎

同意書

令和4年4月22日

株式会社 東京久栄 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 実施者

株式会社 東京久栄

2. 調査場所

佐賀県区画漁業権漁場(1022号)及び周辺

3. 調査期間

調査期間：令和4年4月～令和5年3月

4. 調査内容

底生生物調査（アサリ）

底質調査

生息環境調査（流況・水質）

同意書

令和4年4月14日

株式会社 東京久栄 殿

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 調査場所
佐賀県区画漁業権漁場(1022号)及び周辺
2. 調査期間
調査期間：令和4年4月～令和5年3月
3. 調査内容
アサリ採苗実験及び移植実験

佐賀県有明海漁業協同組合 諸富町支所

運営委員長 田中 和宏



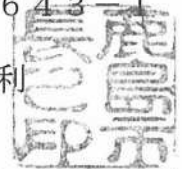
佐賀県有明海区調整委員会指示第58号の適用除外申請書

鹿市商観第63号
令和4年5月26日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 鹿島市大字納富分2643-1

氏名 鹿島市長 松尾 勝利



下記により佐賀県有明海区調整委員会指示第58号の適用除外を受けたいので申請します。

記

- 1 目的
鹿島市干潟交流館（別紙概要参照）内に設置するミニ水族館において、観察及び学習のためにビゼンクラゲ、ムツゴロウ、シオマネキ、ガザミなどの水産動物を展示する予定であり、そのうち、ビゼンクラゲを採捕するため、今回の適用除外の申請を行うものである。
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
佐賀県有明海区調整委員会指示第58号
- 3 適用除外の期間
承認日から令和5年5月31日まで（6月以降も再申請の予定あり）
- 4 使用船舶

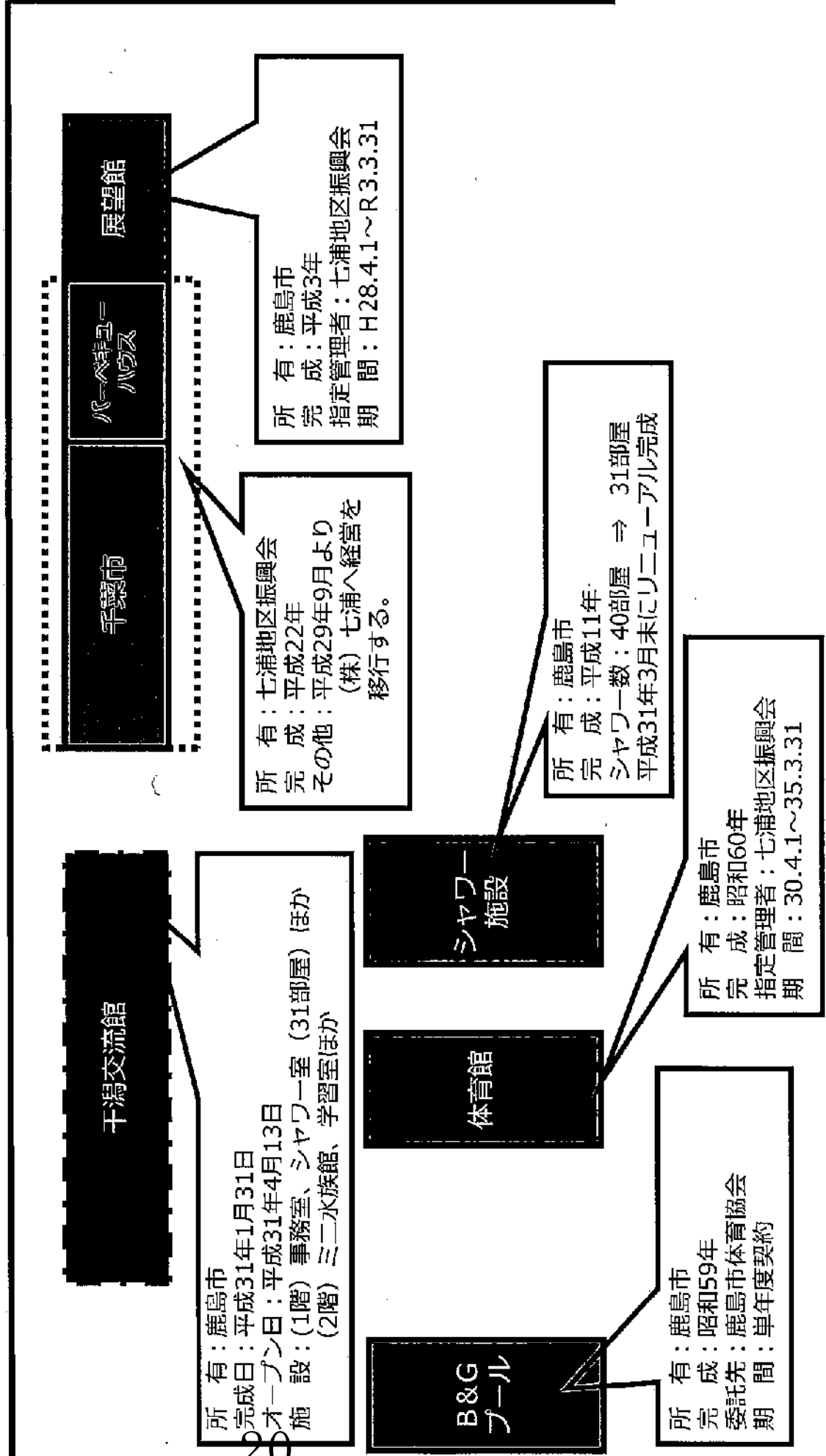
船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名
- 5 採捕しようとする水産動物の名称及び数量
傘幅10～20cm程度のビゼンクラゲ 十数匹程度（年5回程度、1回3匹程度）
- 6 採捕の区域
佐賀県有明海全域
- 7 使用漁具
タモ網

担当課	鹿島市役所 商工観光課
担当名	■■■■■■■■■■
電話	■■■■■■■■■■

鹿島市干潟交流館 概要

〈道の駅鹿島 施設位置図〉

有明海



<鹿島市干潟交流館 施設概要>

<名称>

鹿島市干潟交流館 (H31. 4/13オープン. 愛称は「なな海(み)」)

<設置目的>

有明海特有の生き物と干潟に直接触れ合うことが出来、市内外から多くの観光客等が集い、憩える交流拠点となることを目的とする

<所在地>

鹿島市大字音成甲4227番地5

<構造>

鉄骨造2階建

<延床面積>

996.25㎡

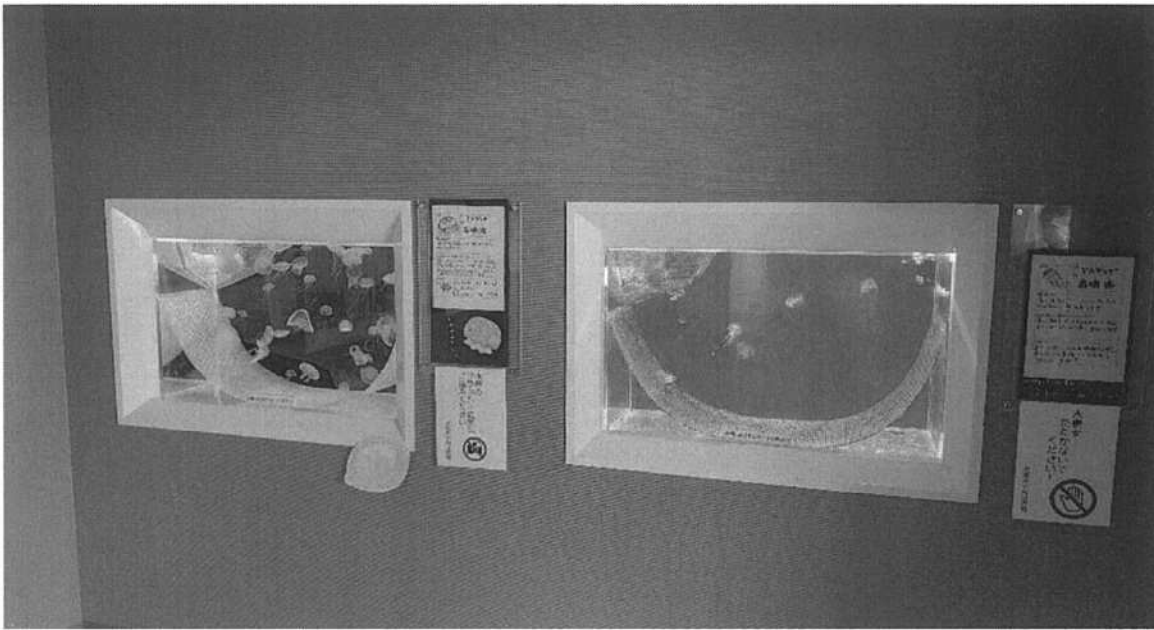
<施設内容>

- (1階) シャワー室、事務室(ほか)
- (2階) ミニ水族館、学習室、交流スペース、展望デッキ(ほか)

<ミニ水族館展示水産動物(予定)>

ムツゴロウ、シオマネキ、ガザミ、トビハゼ、シタラエビ、アカエイ、ビゼンクラゲ など

今回、対象となる
水産動物



令和 4 年 5 月 25 日

鹿島市長 松尾 勝利 様

佐賀県有明海漁業協同組
代表理事組合長 西久保



同 意 書

令和 4 年 5 月 19 日付、鹿市商観第 59 号にて依頼がありました有明海区におけるビゼンクラゲの採捕につきましては、同意いたします。

なお、採捕を行われる際は操業中の漁業者の妨げとならないよう十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

水産第1346号

令和4年6月24日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和4年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、同条第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第138号
令和4年6月21日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



えび2そう船びき網漁業の許可について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本県有明海海域における水産業振興並びに漁業調整につきましては、日頃より特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、標記許可につきまして、当組合大浦支所運営委員長より「本年の操業開始時期は、9月5日よりお願いしたい」として要望書が提出されております。

えび2そう船びき網は上びき網であることから、エビの成長度合いを考慮し漁業経営上、前倒しの許可もあり得ると考えておりましたが、一方でアンコウ網・竹羽瀬漁業者より、えび2そう船びき網の早期操業開始はシバエビを対象とする漁船漁業者にとっては相場下落により厳しいものがあるため、操業開始時期を10月1日にしていただきたいと相反する要望書が提出されております。

アンコウ網・竹羽瀬漁業者からこの様な要望がなされ、生計への依存度の大・小はあられると思われませんが、えび三重流し刺網・投網業者にも該当することであり、組合として貴県にてご判断をいただきたく要望いたします。

記

- 添付書類
- ・大浦支所運営委員長よりのえび2そう船びき網漁業許可についての要望書（写）
 - ・アンコウ網・竹羽瀬漁業者よりのえび2そう船びき網漁業の許可条件についての要望書（写）





令和4年6月17日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所
支所運営委員長 貞包 保則
(公印省略)

えび二そう船びき網漁業許可について(要望書)

当大浦地区の漁船漁業につきましては、日頃より格別の御指導と御配慮により沿岸漁業振興に御協力を賜り、関係漁民一同深く感謝しているところでございます。

さて、例年関係各位の特別の御理解により「えび2そう船びき網漁業」の許可を受け、冬期潜水器漁業並びに出稼期までのつなぎとして操業をし、生計を維持している状況であります。

今年も漁期となり海老の郡遊が見受けられるようになりました。

10月初旬になれば海老は浮上せず深く沈み又下に下る習性が見受けられます。最盛期としては9月5日頃より10月初旬迄が絶好の漁期であり、これを逸しては豊漁も望めません。

今年も操業者全員を集め海苔業者に迷惑をかける操業はしないと確約させており本人達も誓約しております。

つきましては事情を御賢察下さり9月5日より操業出来ますよう要望致します。



令和4年6月17日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

アンコウ網漁業者
東部地区代表
広江支所
中部地区代表
芦刈支所
竹羽瀬漁業者
東与賀支所

えび2そう船びき網漁業の許可条件について（要望）

謹啓 残暑の候、ますますの御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より有明海の漁業振興につきましては、特段のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、有明海で営んでいるアンコウ網及び竹羽瀬漁業は主に潮流を頼った漁法であるため、海況の変化等の不確定な要因により漁獲量の変動が激しく日々不安定な生活を強いられております。

さて、標記の漁法は動力を使用した数少ない船びき網漁法であり、その漁獲量は他の網漁業とは比較にならないほど一度に大量の水揚げがあり、場合によっては市場でのシバエビの相場単価が落ち込んでいるのが現状であり、漁業者間の話し合いにより出荷調整も考えなければならない時期に来ていると思われます。

この様な状況の中、シバエビを対象とするえび2そう船びき網漁業の許可開始が早まっていくのではないかと大きな懸念を抱くとともに、このままでは有明海における漁船漁業の経営が確実に困難になっていくのではないかと危惧致します。

つきましては、こうした事情をご賢察の上、えび2そう船びき網漁業の許可に際し操業の開始を下記のとおりとされますよう、要望方々お願い申し上げます。

記

えび2そう船びき網漁業の許可に際し、操業開始を10月1日として頂きたい。

令和4年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和4年9月15日から令和4年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年7月20日から令和4年8月19日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和4年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和4年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和4年7月20日から令和4年8月19日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和3年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和3年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和4年8月20日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

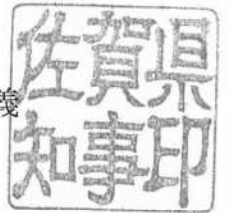
- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

水産第 1347 号

令和 4 年 6 月 24 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 4 年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、同条第 5 項及び第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第137号
令和4年6月21日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



グチ固定式刺網漁業（特認）許可について（要望）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も当漁協組合員 中島作好 他3名 より標記漁業許可について別添とおとり要望がありましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

添付書類 「佐賀県西部地区網漁業者一同」よりの要望書（写）



要 望 書

県当局におかれては、かねてより水産業の振興及び漁業基盤整備等については格別の御指導と御高配を賜り、感謝申し上げます。

御承知の通り私たちは、4トン内外の漁船を所有し漁業を営み漁家経済を維持しております。

本県の水産業は、昭和三十年頃より海苔養殖漁業が基幹産業として発展し現在に至っております。

この海苔養殖漁期間、網漁業者は操業区域の制限を受け海苔養殖漁場内での操業が出来ないことになっております。

このような実情から昭和六十年度に県知事殿、漁業調整委員会へ陳情申し上げます御検討を頂き、試験操業として許可を受け、他漁種に迷惑をかけないように操業してまいりました。

本年度も是非御許可下さいます様連署をもって要望致します。

記

- 一、漁業権免許区域が拡大し網漁業の制限をうける為漁獲量が減少しているのので、海苔漁場内の潮通しでグチ固定式刺網漁業の許可をお願いする。
- 二、署名の者は刺網漁業の周年操業を行わないと漁家経済の維持が保てません。
今年も昨年同様九月一日から操業ができますよう何卒御許可を御願ひ申し上げます。

令和4年6月15日

佐賀県西部地区網漁業者一同

同 意 書

令和4年6月13日付でお願いがあったグチ固定式刺網漁業操業
について同意します。

令和4年6月14日

(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合
新有明支所

(代表者) 支所運営委員長 岩 永 強



(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合
白石支所

(代表者) 支所運営委員長 岩永政幸



(住 所) 佐賀県鹿島市浜町1707番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合

(代表者) 鹿島市支所

支所運営委員長 中島 龍



令和4年 6 月 13 日

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所運営委員長 様
白石支所運営委員長 様
鹿島市支所運営委員長 様

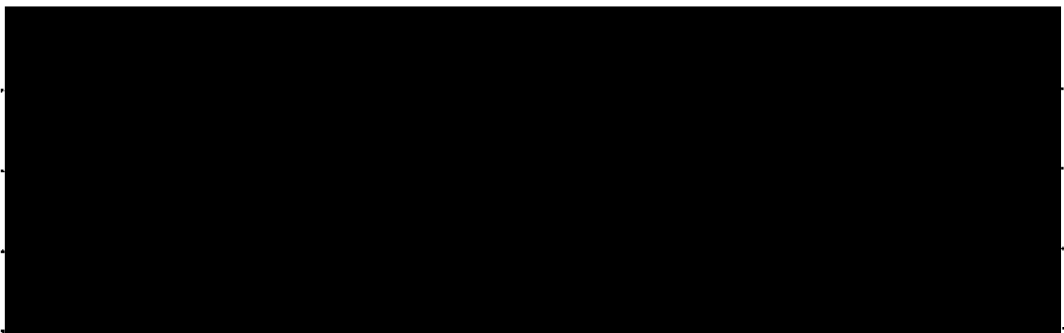
グチ固定式刺網漁業操業に係る同意について

標記の件につきまして、下記のとおり操業致したく存じますので御同意
下さいます様お願い申し上げます。

尚、操業に当たっては海苔養殖漁業者とのトラブルを起こさないことを
厳守すると共に、許可に付された制限又は条件を遵守し、違反操業等絶対
ないよう致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 漁業種類 グチ固定式刺網漁業
2. 操業期間 許可の日から令和5年 4月30日まで
3. 操業区域 別紙のとおり
4. 漁業許可申請者



㊞

㊞

令和4年度固定式刺網漁業（特認）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

操業区域の（1）と（2）は合計12隻

操業区域の（3）-①は3隻、（3）-②は3隻、（3）-③は3隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

（1） 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア	第332号鋼管	イ	第335号鋼管	ウ	第337号鋼管
エ	第350号鋼管	オ	第392号鋼管	カ	第351号鋼管
キ	第395号鋼管	ク	第374号鋼管	ケ	第375号鋼管
コ	第431号鋼管	サ	第432号鋼管	シ	第429号鋼管
ス	第58号鋼管	セ	第422号鋼管	ソ	第444号鋼管
タ	第414号鋼管	チ	第404号鋼管	ツ	第403号鋼管
テ	第400号鋼管	ト	第379号鋼管	ナ	第397号鋼管
ニ	第367号鋼管	ヌ	第396号鋼管	ネ	第360号鋼管
ノ	第358号鋼管	ハ	第394号鋼管		

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

（2） 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

① 有区第1212号、有区第1213号、有区第1214号、有区第1216号

② 有区第1215号、有区第1217号、有区第1218号、有区第1219号、有区第1222号、有区第1224号、有区第1226号、有区第1228号、有区第1229号、有区第1230号、有区第1231号、有区第1232号、有区第1287号

（3） 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

① 有区第1194号、有区第1195号、有区第1198号、有区第1203号、有区第1204号、有区第1206号、有区第1207号、有区第1210号

② 有区第1272号、有区第1273号

③ 有区第1174号、有区第1185号、有区第1186号、有区第1187号、有区第1188号、有区第1189号、有区第1190号、有区第1191号、有区第1192号

6 漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧 白石町北明支所)、鹿島市支所に属する者
 - イ 操業区域(2) - ① 白石支所(旧 白石町北明支所)に属する者
 - ウ 操業区域(2) - ② 新有明支所に属する者
 - エ 操業区域(3) - ① 久保田町支所に属する者
 - オ 操業区域(3) - ② 大浦支所に属する者
 - カ 操業区域(3) - ③ 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を実践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年9月1日から令和5年4月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和4年7月1日から令和4年8月2日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和5年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が最高隻数に到達した日以降から令和5年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和4年7月1日から令和4年8月2日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和4年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和4年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和4年8月3日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートル以内に停めておかなければならない。
- 3 使用する網は、高さ2メートル以下、長さ200メートル以下でなければならない。
- 4 使用する漁具は、1統でなければならない。
- 5 網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

ぐち固定式刺網漁業の操業区域(1)の緯度経度

(秒表示)

鋼管番号	緯度	度	分	秒	経度	度	分	秒	鋼管番号	緯度	度	分	秒	経度	度	分	秒
332	33	33	8	21.287	130	130	11	53.071	332	33	33	8.355	8.355	130	130	11.885	11.885
335	33	33	6	4.860	130	130	13	0.483	335	33	33	6.081	6.081	130	130	13.008	13.008
337	33	33	5	55.616	130	130	12	37.140	337	33	33	5.927	5.927	130	130	12.619	12.619
350	33	33	6	0.760	130	130	12	14.189	350	33	33	6.013	6.013	130	130	12.236	12.236
392	33	33	6	9.435	130	130	12	4.764	392	33	33	6.157	6.157	130	130	12.079	12.079
351	33	33	5	58.776	130	130	11	35.954	351	33	33	5.980	5.980	130	130	11.599	11.599
395	33	33	5	58.292	130	130	11	32.001	395	33	33	5.972	5.972	130	130	11.533	11.533
374	33	33	5	36.911	130	130	11	46.129	374	33	33	5.615	5.615	130	130	11.769	11.769
375	33	33	5	13.632	130	130	11	40.575	375	33	33	5.227	5.227	130	130	11.676	11.676
431	33	33	4	51.390	130	130	11	58.836	431	33	33	4.857	4.857	130	130	11.981	11.981
432	33	33	4	36.083	130	130	11	49.218	432	33	33	4.601	4.601	130	130	11.820	11.820
429	33	33	4	22.788	130	130	11	16.503	429	33	33	4.380	4.380	130	130	11.275	11.275
58	33	33	4	6.863	130	130	11	0.628	58	33	33	4.114	4.114	130	130	11.010	11.010
422	33	33	3	53.307	130	130	11	9.523	422	33	33	3.888	3.888	130	130	11.159	11.159
444	33	33	3	6.701	130	130	10	21.997	444	33	33	3.112	3.112	130	130	10.367	10.367
414	33	33	4	17.273	130	130	9	45.279	414	33	33	4.288	4.288	130	130	9.755	9.755
404	33	33	5	26.544	130	130	9	20.595	404	33	33	5.442	5.442	130	130	9.343	9.343
403	33	33	5	52.486	130	130	9	20.439	403	33	33	5.875	5.875	130	130	9.341	9.341
400	33	33	6	6.250	130	130	9	23.351	400	33	33	6.104	6.104	130	130	9.389	9.389
379	33	33	6	20.401	130	130	9	27.658	379	33	33	6.340	6.340	130	130	9.461	9.461
397	33	33	6	22.674	130	130	9	51.252	397	33	33	6.378	6.378	130	130	9.854	9.854
367	33	33	6	40.529	130	130	10	2.136	367	33	33	6.675	6.675	130	130	10.036	10.036
396	33	33	6	47.361	130	130	9	50.892	396	33	33	6.789	6.789	130	130	9.848	9.848
360	33	33	7	5.044	130	130	10	2.676	360	33	33	7.084	7.084	130	130	10.045	10.045
358	33	33	7	28.565	130	130	10	21.591	358	33	33	7.476	7.476	130	130	10.360	10.360
394	33	33	7	31.931	130	130	10	27.103	394	33	33	7.532	7.532	130	130	10.452	10.452

水産第 1087 号
令和 4 年 6 月 16 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥 義



令和 5 年漁業権一斉切替えにおける漁場計画樹立基本方針
(佐賀県有明海区) について (諮問)

現在の共同漁業権および区画漁業権については、令和 5 年 8 月 31 日をもって免許の存続期間が終了します。

については、次期漁業権一斉切替えにあたり、別添(案)のとおり漁場計画樹立基本方針を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部水産課)

1 基本方針 (案) 新旧対照表

新	旧
<p>第1 総括方針</p> <p>佐賀県有明海区における水産業の現況は、基幹漁業である「のり養殖」は比較的好調であるが、西・南部地区ではプランクトン発生に伴うのりの色落ちにより生産が減少しており、地域間の格差が大きくなっている。また、周年操業を図るための柱である「貝類養殖」については、あげまき、もがいの不振、かきの不安定な生産など厳しい状況にあり、漁船漁業についても低調で、その代表であるたらいざ潜水器漁業は平成25年以降、資源量が非常に少ないことから休漁を余儀なくされている。</p> <p>また、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、漁家経営は大変厳しい状況に直面しており、今後これらの情勢が継続するものと思われる。</p> <p>そのような中、国は水産業を成長産業とするべく、70年ぶりに漁業法の大改正を行った。新たな漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業者者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない海面においては、県が新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。</p>	<p>第1 総括方針</p> <p>佐賀県有明海区における水産業の現況は、基幹漁業である「のり養殖」は比較的好調であるが、西・南部地区ではプランクトン発生に伴うのりの色落ちにより生産が減少しており、地域間の格差が大きくなっている。また、周年操業を図るための柱である「貝類養殖」については、あさり、あげまきの不振、もがい、かきの不安定な生産など厳しい状況にある。漁船漁業についても低調で、たらいざ潜水器漁業は休漁を余儀なくされている。</p> <p>また、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、漁家経営は大変厳しい状況に直面しており、今後これらの情勢が継続するものと思われる。</p> <p>今回の切替えに当たっては、このような佐賀県有明海区における水産業の情勢を踏まえながら、「漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許を必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるとき」(漁業法第11条)を基本として、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。</p>

また、漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、海面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう全体計画として作成するものであり、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要である。
そのため、切替に当たっては、有明海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 海区漁業調整委員会と連携を図ること。
- 3 漁業者の自主性を尊重し、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 4 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 5 有明水産振興センターとの連携を図り、科学的見地に基づき判断を十分に反映させること。
- 6 平成30年6月18日に締結した「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」及び「確認書」を尊重すること。

第2 個別方針

(新設)

- 1 海区漁業調整委員会と連携を図ること。
- 2 漁業者の自主性を尊重し、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 3 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 4 有明水産振興センターとの連携を図り、科学的見地に基づき判断を十分に反映させること。
- 5 平成25年7月23日に締結した「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」及び「確認書」を尊重すること。

第2 個別方針

<p><u>1 共同漁業権</u></p> <p><u>(1) 漁場の区域</u> 現行どおりとする。</p> <p><u>(2) 漁業種類</u></p> <p>ア <u>第一種共同漁業</u> 現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業、 経済的価値が著しく低く、漁業権を設定しなくても漁 業調整上支障を生じない漁業については、漁場計画か ら除外する。</p> <p>イ <u>第二種共同漁業及び第三種共同漁業</u> 現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業 については、漁場計画から除外する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>1 区画漁業</u> 区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水 面の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業と の関係を慎重に考慮する必要がある。 このため、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みの ない漁場については、漁場計画を樹立しない。 また、養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面 積にとどめるとともに、漁業調整の見地から制限又は条件を 付すものとする。</p>
<p><u>2 区画漁業</u> 区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面 の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業との関 係を慎重に考慮する必要がある。 養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとど めるとともに、漁業調整の見地から条件を付すものとする。 また、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みのない漁場 については、漁場計画を樹立しない。</p>	<p><u>1 区画漁業</u> 区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水 面の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業と の関係を慎重に考慮する必要がある。 このため、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みの ない漁場については、漁場計画を樹立しない。 また、養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面 積にとどめるとともに、漁業調整の見地から制限又は条件を 付すものとする。</p>

<p>(1) のり養殖業</p> <p>近年の生産量は安定しているものの、<u>行使者が減少している実態及び漁場環境等からも漁場の拡張は行わない。</u></p> <p><u>しかし、色落ち・病害・水あたり対策及び地盤高・底質環境の変化により支柱が建てられないなどへの対応としての位置変更等については検討を行うとともに、漁場の適正行使による一層の品質向上の推進を図り、良質のりの生産を確保するため、漁業権行使規則の作成指導を行うものとする。</u></p>	<p>(1) のり養殖業</p> <p>近年の全体的な生産量は安定しているものの、<u>行使者は年々減少していることから、適切かつ有効に漁場を利用するために区画の再編を検討・推進する。</u></p> <p><u>具体的には、色落ち・病害・水あたり等への対策や、地盤高・底質環境の変化により養殖行が困難となることが明らかな場合への対応として、漁場の位置変更や区画の統合等を推進する。</u></p> <p><u>なお、合理的な理由がなく、行使する予定がない区画については廃止させることを検討する。</u></p> <p><u>また、漁場の適正行使による一層の品質向上の推進を図り、良質のりの生産を確保するため、漁業権行使規則の作成指導を行うものとする。</u></p>
<p>(2) 貝類養殖業</p> <p>貝類による水質の浄化作用が認められていることから、<u>第3種区画漁業については、漁業者、関係機関等の意見を聴きながら拡張等を検討していく。</u></p> <p>ア 第1種区画漁業</p> <p>(ア) もがいびび建養殖業については、<u>第3種区画（地まき）と整合のとれたものとする。</u></p> <p>(イ) かきびび建養殖業及びかき垂下式養殖業について</p>	<p>(2) 貝類養殖業</p> <p>ア 第一種区画漁業</p> <p>(I) もがいびび建養殖業については、<u>第三種区画（地まき）と整合のとれたものとする。</u></p> <p>(II) かきびび建養殖業及びかき垂下式養殖業については、<u>原則として現状どおりとする。ただし、試験養殖等の結果が良好な場合は、新規漁場の設定を行う。</u></p> <p>イ 第三種区画漁業</p>

(I) もがい養殖業については、養殖の技術水準や漁場条件等を踏まえて漁場拡張等を検討する。

(II) あさり養殖業については、養殖用種苗の安定的確保が可能なものに限り、現状どおりとする。

(III) あげまき養殖業及びびくまざるばう養殖業については、不振が続いているが、関係者により資源回復の努力がなされているため現状通りとする。

ただし、現状の区画のうち地盤高・底質環境等の変化により、今後活用が見込まれない区画については廃止を検討する。

また、他の貝類養殖業に転用可能な場合には検討する。

は、原則として現状どおりとする。

イ 第3種区画漁業

(ア) もがい養殖業については、養殖の技術水準や漁場条件等を踏まえて漁場拡張等を検討する。

(イ) あさり養殖業については、養殖用種苗の安定的確保が可能なものに限り、漁場拡張等について検討する。

(ウ) あげまき養殖業及びびくまざるばう養殖業については、不振が続いているが、関係者により資源回復の努力がなされており、現状どおりとする。ただし、他の貝類養殖業に転用可能な場合には検討する。

令和5年漁業権一斉切替えにおける漁場計画樹立基本方針（素案）

（佐賀県有明海区）

令和 年 月 日

佐賀県農林水産部

第1 総括方針

佐賀県有明海区における水産業の現況は、基幹漁業である「のり養殖」は比較的好調であるが、西・南部地区ではプランクトン発生等に伴うのりの色落ちにより生産が減少しており、地域間の格差が大きくなっている。また、周年操業を図るための柱である「貝類養殖」については、あげまき、もがいの不振、かきの不安定な生産など厳しい状況にあり、漁船漁業についても低調で、その代表であるたいらぎ潜水器漁業は平成25年以降、資源量が非常に少ないことから休漁を余儀なくされている。

また、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、漁家経営は大変厳しい状況に直面しており、今後もこれらの情勢が継続するものと思われる。

そのような中、国は水産業を成長産業とするべく、70年ぶりに漁業法の大改正を行った。新たな漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存在しない海面においては、県が新たな漁業権の設定に努めることとされたところである。

漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、海面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう全体計画として作成するものであり、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要である。そのため、切替に当たっては、有明海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 海区漁業調整委員会と連携を図ること。
- 3 漁業者の自主性を尊重し、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 4 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 5 有明水産振興センターとの連携を図り、科学的見地に基づき判断を十分に反映させること。
- 6 平成30年6月18日に締結した「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」及び「確認書」を尊重すること。

第2 個別方針

1 共同漁業権

(1) 漁場の区域

現行どおりとする。

(2) 漁業種類

ア 第一種共同漁業

現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業、経済的価値が著しく低く、漁業権を設定しなくても漁業調整上支障を生じない漁業については、漁場計画から除外する。

イ 第二種共同漁業及び第三種共同漁業

現在行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業については、漁場計画から除外する。

2 区画漁業

区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面の総合利用という観点に立って、共同漁業及び許可漁業との関係を慎重に考慮する必要がある。

養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとどめるとともに、漁業調整の見地から条件を付すものとする。

また、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みのない漁場については、漁場計画を樹立しない。

(1) のり養殖業

近年の全体的な生産量は安定しているものの、行使者は年々減少していることから、適切かつ有効に漁場を利用するために区画の再編を検討・推進する。

具体的には、色落ち・病害・水あたり等への対策や、地盤高・底質環境の変化により養殖行為が困難となることが明らかな場合への対応として、漁場の位置変更や区画の統合等を推進する。なお、合理的な理由がなく、行使する予定がない区画については廃止させることを検討する。

また、漁場の適正行使による一層の品質向上の推進を図り、良質のりの生産を確保するため、漁業権行使規則の作成指導を行うものとする。

(2) 貝類養殖業

ア 第一種区画漁業

- (I) もがいひび建養殖業については、第三種区画（地まき）と整合のとれたものとする。
- (II) かきひび建養殖業及びかき垂下式養殖業については、原則として現状どおりとする。ただし、試験養殖等の結果が良好な場合は、新規漁場の設定を行う。

イ 第三種区画漁業

- (I) もがい養殖業については、養殖の技術水準や漁場条件等を踏まえて漁場拡張等を検討する。
- (II) あさり養殖業については、養殖用種苗の安定的確保が可能なもの限り、現状どおりとする。
- (III) あげまき養殖業及びくまさるぼう養殖業については、不振が続いているが、関係者により資源回復の努力がなされているため現状維持とする。

しかしながら、現状の区画のうち地盤高・底質環境の変化により、今後活用が見込まれない区画については廃止を検討する。また、他の貝類養殖業に転用可能な場合には転用を検討する。